

第6回教育委員会会議

令和5年5月16日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第14号

中之島小中一貫校設置に伴う通学区域の変更について

令和5年5月16日

大阪市教育局教育長 様

大阪市北区長 前田 昌則

通学区域の変更について

標題について、大阪市立中之島小学校及び中之島中学校設置に伴い通学区域を変更したので報告します。

記

1 変更区域

別紙1「変更する通学区域」のとおり

2 変更の理由

市内中心部における児童急増対策として、北区中之島6丁目に施設一体型小中一貫校として大阪市立中之島小学校及び中之島中学校が設置されるため。

3 実施時期

令和6年4月1日

4 通学区域図

別紙2「北区 通学区域の変更にかかる校区図」のとおり

変更する通学区域

【変更前】

中学校名	小学校名	通学区域
天満	西天満	天神橋 1 丁目、天神西町、菅原町、西天満 1～6 丁目、 天満 4 丁目 3 番 (2 号～8 号、9 号の一部)、4 番 (2 号～10 号)、 9 番 (2 号～9 号)、11 番 (2 号～10 号)、12 番 (2 号の一部、3 号～11 号)
	菅北	樋之口町、菅栄町、池田町、錦町、天神橋 4～6 丁目、 扇町 1 丁目 1 番の一部
	扇町	曾根崎 1・2 丁目、梅田 1～3 丁目、小松原町、堂山町、 太融寺町、兎我野町、角田町、南扇町、野崎町、 <u>曾根崎新地 1・2 丁目、 堂島 1～3 丁目、堂島浜 1・2 丁目、中之島 1～6 丁目、茶屋町、 鶴野町、大深町、神山町、黒崎町、万歳町、山崎町、浪花町、 芝田 1・2 丁目、中崎 1～3 丁目、中崎西 1～4 丁目、 浮田 1・2 丁目、扇町 1 丁目 1 番の一部・2 丁目</u> (※ただし、中之島 3～6 丁目は西天満小学校・西区西船場小学校・西区花 乃井中学校へも通学可能な調整区域とする)

【変更後】

中学校名	小学校名	通学区域
天満	西天満	天神橋 1 丁目、天神西町、菅原町、西天満 1～6 丁目、 天満 4 丁目 3 番 (2 号～8 号、9 号の一部)、4 番 (2 号～10 号)、 9 番 (2 号～9 号)、11 番 (2 号～10 号)、12 番 (2 号の一部、3 号～11 号)
	菅北	樋之口町、菅栄町、池田町、錦町、天神橋 4～6 丁目、 扇町 1 丁目 1 番の一部
	扇町	曾根崎 1・2 丁目、梅田 1～3 丁目、小松原町、堂山町、 太融寺町、兎我野町、角田町、南扇町、野崎町、茶屋町、 鶴野町、大深町、神山町、黒崎町、万歳町、山崎町、浪花町、 芝田 1・2 丁目、中崎 1～3 丁目、中崎西 1～4 丁目、 浮田 1・2 丁目、扇町 1 丁目 1 番の一部・2 丁目
<u>中之島</u>	<u>中之島</u>	<u>曾根崎新地 1・2 丁目、堂島 1～3 丁目、堂島浜 1・2 丁目、 中之島 1～6 丁目</u>

※下線部は変更が生じる箇所

※中之島小学校及び中之島中学校の通学区域の設定に伴い、従前の「中之島 3～6 丁目の調整区域」は廃止する。